

## 登米市国際交流ホストファミリーバンク事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民主体による地域の国際交流を推進するため、ホームステイを希望する外国人（以下「希望者」という。）の受入れが可能な家庭（以下「ホストファミリー」という。）を登録する登米市国際交流ホストファミリーバンク事業（以下「ホストファミリーバンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (登録資格)

第2条 ホストファミリーバンクに登録できる家庭は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) ホストファミリーバンクに登録を申請しようとする家庭の代表者が、満18歳以上であること。
- (2) 世帯員数2人以上で構成され、世帯員全員の同意を得ていること。
- (3) 世帯の構成員の1人以上が、登米市に居住又は在勤若しくは在学していること。
- (4) 宿泊場所、食事、送迎等の基本的な日常生活の支援を無償（謝礼等の受領を除く。）で希望者に提供できること。

### (登録方法)

第3条 ホストファミリーバンクに登録しようとする家庭は、登米市国際交流ホストファミリーバンク登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、登録名簿に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を受けた家庭（以下「登録家庭」という。）に登米市国際交流ホストファミリーバンク登録通知書（様式第2号）を送付するものとする。

### (登録内容の変更)

第4条 登録家庭は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登米市国際交流ホストファミリーバンク登録事項変更届（様式第3号）を、市長に届け出なければならない。

### (登録の取消し)

第5条 市長は、登録家庭が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録家庭から辞退の申出があったとき。
- (2) 長期間にわたり理由なく連絡が取れないとき。
- (3) 登録者が死亡したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録家庭として不適格と認められる事実が発生したとき。

(国際交流事業に関する通知等)

第6条 登録家庭は、次の各号に掲げるものについて、市からホストファミリーの募集等に関する依頼又は情報提供を受けるものとする。

- (1) 市が主催、共催、後援又は関与する国際交流事業
- (2) 営利を目的としない国際交流団体等の事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(守秘義務)

第7条 登録家庭の世帯員は、ホストファミリーバンク事業で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第5条の規定により、登録を取り消された後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。